

指定代理請求特則

指定代理請求特則とは、保険金などの受取人(被保険者)が保険金などを請求できない特別な事情がある場合において、あらかじめ指定された受取人の代理人(指定代理請求人)が、保険金などの受取人(被保険者)に代わって保険金などを請求することができる制度です。

こんなとき

入院保険金や手術保険金などは被保険者ご本人からのご請求が必要です。そのため、次の場合などには、ご請求をすることが困難な場合があります。

事故や病気で寝たきり状態となり、被保険者ご本人が意思表示できないとき。



被保険者ご本人は「がん」などの病名の告知を受けておらず、ご家族のみが知っている場合。



あらかじめ指定代理請求人が指定されているときは・・・



指定代理請求人が保険金の請求などを行うことができます。

○指定代理請求人について

保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめ次の範囲内で一人の者を「指定代理請求人」として指定することができます。

なお、指定代理請求人は保険金の請求などの時においても、次の範囲内であることを要します。

- ・被保険者の戸籍上の配偶者
- ・被保険者の直系血族
- ・被保険者の兄弟姉妹
- ・被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

○指定代理請求人が請求できる保険金などは以下のとおりです。

①被保険者が受け取ることとなる保険金など

傷害保険金、入院保険金、手術保険金、年金などの請求

被保険者が受取人に指定されている場合などの満期保険金、生存保険金などの請求

②被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除など

身体障がい、重度障がいによる保険料の払込免除の請求など

重度障がいによる死亡保険金の支払に係る重度障がいの通知

ご注意ください

- ・夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険または夫婦年金保険の基本契約において指定代理請求人を指定する場合は、保険契約者は、配偶者である被保険者の同意を得て、主たる被保険者の指定代理請求人として配偶者である被保険者を、配偶者である被保険者の指定代理請求人として主たる被保険者を指定してください。
- ・①は保険金受取人が、②は保険契約者が複数人である場合を除きます。
- ・指定代理請求人が、故意に保険金などの支払事由を生じさせた場合、または故意に保険金などの受取人を保険金などの請求ができない状態に該当させた場合などは、指定代理請求人としての取扱いを受けることはできません。
- ・指定代理請求人に保険金などをお支払いしたときは、その後、その保険金などの請求を受けても、当社は重複してお支払いしません。

この資料の制度の内容、制限事項は、概要又は主なものを記載しております。詳細なご検討にあたっては、生命保険募集人(担当者)がお渡しする「契約概要」「注意喚起情報」「ご意向確認書」など当社所定の資料を必ずご覧ください。

なお、この制度は「株式会社かんぽ生命保険」の生命保険の制度であり、旧日本郵政公社の簡易生命保険の制度とは異なります。